

地下の正倉院展 コトバと木簡

展示期間

一期	二〇一一年一〇月一八日(火)―一〇月三〇日(日)
二期	十一月一日(火)―十一月三日(日)
三期	十一月五日(火)―十一月七日(日)

I 全国に広がる文字

1 陸奥国白河郡出身者の見える木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』4―4025、以下、宮4―4025と略す)

〔白カ〕
□河郡人

○九一型式

白河郡出身者に関わる木簡(削屑)。白河郡は陸奥国白河郡。周辺から出土した木簡から類推すると、白河郡に本貫(本籍)をもつ人物の勤務評定に関わる木簡の削屑であると考えられ、陸奥国出身者が平城京で活躍していた可能性を示唆している。

4 女官が命令を伝えたことを記す木簡1* ●は重要文化財

(SK八二〇出土。宮1―370)

〔婦カ〕
□□宣
□□田部カ
□□

○九一型式

II コトバを漢字で

7 「充」字を用いた塩の支給に関する木簡

(SD四七五〇出土。『平城宮木簡』2―1691、以下、京2―1691と略す)

(表) 〇符 奈良務処大御食〔卷カ〕
□分充

〔斗カ〕

(裏) 〇塩二斛九斗進下 九籠二斗入三
□附尋来津□□

五月七日 家令

長さ一八二mm・幅四〇mm・厚さ三mm ○一型式

平城京外(飛鳥地域か)に置かれた長屋王の別邸の家政機関か

ら、左京三条二坊の長屋王邸の家政機関に対し、食料を請求する符(命令)。別邸にいる主人長屋王の食膳(大御食)に供するため(精白する分(の米)と、塩二斛九斗を送るように指示している。「大御食奢分充」は、中国語の語順ではなく、「大御食に奢く分を充てよ」と日本語で読む通りの語順で書かれている。「春」の字形は「春」に近いが、内容から「春」を意図したものと思われる。「進下」は独特の表現で、「進上せよ」の意味を表わす「進」に、相手が米を支給するの意味を表わす「下」が付く。「倉庫から下し(出して)進れ」の意味だが、進上に主眼があるため、進み下せの語順になるのである。

塩の内訳を示すと思われる「九籠二斗入三斗」は解釈が難しいが、総計二斛九斗を信用するならば、三斗入りの籠九つ分(二斛七斗)と、別梱包の塩二斗、というのか。梱包形態まで細かく指示したともみられるが、命令を受け取った側で、進上した塩の形態を追記した可能性も考慮すべきかも知れない。

この木簡を三条二坊の長屋王邸に持参し、米と塩を運んだとみられる人物の姓「尋来津」は、河内国に分布が知られる氏族の名。「尋津」と表記することもある。

8 「充」字を用いた米の支給に関する木簡

符供麻呂 米八升 右充婢長少女

(SD三一五四出土。宮2—2775)

長さ(二九) 幅(三二) 厚(三) 〇一九型式

9 「充」字を用いた飯の支給に関する木簡

(表)進送徒料三斗一升二合 十一日各日飯六升充

(裏)少尉殿料 六月廿八日曾祢

長(二七) 幅(三) 厚(五) 〇一〇一型式

8 は米を、9 は飯を、それぞれ「充てよ」(「支給する」)こと

を記す木簡。8の「婢」は賤(「奴隷」身分の女性のことで、男性の「奴」とあわせて「奴婢」と総称される。婢長少女は「婢」の「少女」(個人名。「すくなめ」または「おとめ」。あるいは「婢」である「長少女」(個人名。「ながおめ」の意味である)か。9の「少尉」は衛府(「軍隊」の第三等官。「少尉殿」の「從」(「從者」の料として米を進送する、という内容である)。

ここで見逃せないのは、ふたつの木簡の「充」の語順。8では「右充二婢長少女」(右は、婢長少女に充てよ)として、正規の中国語の語順となっている。一方の9では「十一日各日飯六升充」(十一日(間)は、各日に飯六升を充てよ)として、日本語の語順そのままに漢字を書き連ねている。漢字・漢文で日本語を書き表す難しさとともに、日常生活のなかでは日本語に基づいた文章表現も使われていた様子がうかがえる。

なお、9表面の割書を「十一日間は毎日六升ずつ、三日間は四升ずつ飯を支給する」と解釈すると、合計で七斗八升となり、上の「三斗一升二合」とはまったく合わない。どうしたことだろうか。

16 裏に同文を書きつけた散位寮の箱直札

(SD四一〇〇出土。宮4—3754)

(表)散位寮解 申宿直官人事 少属徒六位下檢前舍人連安麻呂

(裏)鳴 鳴 鳴 鳴 鳴 鳴

(裏)「徒六位下檢前舍人連」 「安臣位朝□□鳴鳴」

「為為為」

長さ(二五七) 幅(三〇) 厚(一) 〇一九型式

散位寮が式部省に対して宿直担当者報告する木簡の余白を

使い、文字を練習した木簡。裏面には、表面の署名者と同じ「檣前舎人連」の文字を書く。自分が書き損じた木簡を習書に使ったのかもしれない。書き手あるいは書いた時が異なるとみられる筆跡が四種類みとめられる。上端は焼損している。

17 「申」などの文字を書いた習書木簡 * (SK 八二〇出土。宮1—549)

既陳陳又斯 間閑申申
 御 太 大 申
 廣 大 成 及 間 所 所
 廣 廣 乃 乃
 申 御 乃 素
 及 及 乃 素
 (広カ)

長さ二八三■・幅八六■・厚さ九■ ○二型式

習書木簡。全面にわたり、さまざまな文字が習書されている。ただし、「一見、意味もなく漫然と書いているようにみえるが、「間」と「闕」、「太」と「大」、「広」と「広」、「及」と「乃」のように、部首が共通するなど形の似ている漢字を意識して書いたようにみえるものもある。文字の練習をしていく中で、似た文字に連想が広がったたり、似ていて間違えそうな文字を意識的に練習していたりしたのかもしれない。

22 鮫を万葉仮名で記した参河国の貢の荷札

(SD 五一〇〇出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』22、20頁下段。以下、城22—20と略す)

参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御餐佐米楚割六斤

長さ二五八■・幅一八■・厚さ四■ ○三型式

参河国播豆郡の篠嶋(今の愛知県南知多町篠島)から御餐として届けられた佐米の楚割(サメの干物)の荷札。「佐米」は、「佐」を「サ」、「米」を「メ」という音にあてた万葉仮名で書かれている。これに対し、「鮫」と書いた木簡もある(参考展示「鮫」と

書いてある木簡(城30—9下)。

この木簡は、海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。おおむね篠嶋が奇数月、析嶋が偶数月を担当した。第三の島として、比真(日間賀)嶋が分担することもあった。六斤は、約四キログラム。播豆郡三島のこの書式の貢の荷札には、原則として年紀は書かれない。なお、貢の荷札は、平城宮内でも天皇・皇后クラスの人物に関わる場所からしか出土しない。宮外の二条大路上と旧長屋王邸内の土坑SK五〇七四から三河湾諸島の貢の荷札が出土したことは、旧長屋王邸に皇后宮が置かれたと推定する重要な手がかりとなった。

23 葵を万葉仮名で記した木簡 (SD 四七五〇出土。京1—196)

(表) 二束 阿布比六把 0
 (裏) 0

長さ(二二八)■・幅(二八)■・厚さ六■ ○八型式

御田・御園からの蔬菜類の進上に関わる木簡の断片か。長屋王家木簡。「阿布比」は、「阿」を「ア」、「布」を「フ」、「比」を「ヒ」という音にあてた万葉仮名で書かれている。植物の「葵」をさすのだろう。これに対し、「葵」と書いた木簡もある(参考展示「葵」と書いてある木簡(城30—45上))。

28 万葉仮名で「アマルトモ」と記した木簡 *

(SK 二一九出土。宮1—6)

(表) 阿万留止毛字乎弥可々多
 (裏) 〇

長さ一七一■・幅(四)■・厚さ二■ ○八型式

薄い破片状の木簡だが、両面に墨書されている。すべて万葉仮名で書いてあり、「アマルトモウヲミカカタ」と読める。前後を

欠き、文意は不明だが、「弥可」を「癒^か」とすれば、「魚獲かた」になり、全体は「余るとも魚獲かた」となるか。「アマルトモ／ウヲミカカタ」と五、七文字で区切れるとすると歌の一部の可能性がある。万葉仮名を使うことによって、日本語の語順のままに書き記すことができていた。

近年、歌を木簡に書くことについて、単に歌の練習書きではなく、典札に用いるなどの一定の目的、用途および形式（材の大きさおよび字配り）があつた可能性が提起されている。この木簡の場合は、薄い破片しかのこらず、推定される字配りから、その典型には該当しないが、万葉仮名で歌を書くことを考える上で、さまざまな可能性を含む木簡だろう。

Ⅲ 文字のすがたかたち

31 端正な楷書で記した勤務評定木簡

（SD四七五〇出土。京1—401）
 從八位上小治田朝臣五百足 年卅五 「不仕」
 右京

長三〇〇mm・幅二四mm・厚六mm ○一五型式
 長屋王邸内で働く従者（長屋王家木簡には「帳内^{かふない}」としてみえる）の勤務管理の木簡。文字のすがたは、全体として、かつちりとした楷書で書かれていた。

木簡の上部側面に孔をあけ、ここに紐を通して個人カードとして並べ替えて使う独特の形態の木簡。位階・人名・年令・本貫地を書いた個人カードに、ある年の一年間の勤務日数が後から書き込んでいる。家政機関の職員や従者の勤務評定は、家政機関や従者と与えられた本人（本主）が上・中・下の三段階で行うことになっており、帳内の場合、年間二〇〇日以上の出勤が評価を受けるための要件となっていた。小治田五百足は、何らかの事情でこの一年間出仕しなかった。

32 行書風の文字で記した書状様木簡

（表）監物史生等謹啓 酒一二合
 （裏）右依堂処分 少以状

長一七七mm・幅三四mm・厚四mm ○一型式

監物の史生^{けいせい}等が酒を造酒司に請求した手紙（啓）の木簡。監物は監禁や出納を掌り、庫藏の鑰（「カギ」）の授受を行う。31とは対照的に、木簡表裏全面にわたって、流れるような行書風の筆づかいである。紙媒体の啓の類の文書では、他の文書と異なつてこのような趣のものが多くいわれている。相手に何かを伝えるために、書かれているすがたも大切にされている。

37 若狭国からの塩の荷札1*

（表）若狭国遠敷郡玉置郷田井里 三次君国依
 （裏）神龜四年潤月七日 御調塩三斗

長三二九mm・幅三四mm・厚六mm ○三型式

38 若狭国からの塩の荷札2

若狭国遠敷郡小丹生郷三家人波泉
 調塩一斗

長一四四mm・幅二九mm・厚四mm ○三型式

37は若狭国遠敷郡玉置郷田井里（今の福井県若狭町）から、38は若狭国遠敷郡小丹生郷から、「調」として納めた「塩」の荷札。文字のかたちについて、37と38の「国」「郡」「郷」「塩」という字をそれぞれ見比べると、いずれも異なっている。例えば、「国」の字の場合、くがまえる中では、37は「或」のように、38は「王」あるいは「土」のようにみえる。現代の「玉」の形とはいずれも違う。これらの文字は荷札などの木簡でよく使われ、特に種類が豊富であるが、それでもその文字だと当時の人には通じていたの

だろう。

37の「三斗」は今の一斗二升、約二二リットル。調の塩は、三斗単位の貢進が一般的だが、38のような一斗、あるいは二斗の荷札の例もある。複数人分まとめて三斗にしたのだろうか。「神龜四年」は七二七年。SK八二〇の荷札の中では異例に古い年紀をもつ。保管の効く形状の塩であったことによるのだろう。「潤月」は閏九月。わかりきっているのであえて書かないのである。

43 「万呂」を合わせ字風に記した木簡 (SD四一〇〇出土。宮4—4643)

〔別カ〕

(表) 〇十二月九日二升今
(裏) 〇「十二月十日式升 宮万呂」

長さ一五四mm・幅三八mm・厚さ四mm 〇一一型式

米・酒等の使用を記したもので、上に小孔をあけ容器に付けられていたものか。表裏別筆。

男性名に広く使われたマロは、「麻呂」「万呂」「末呂」「萬侶」などさまざまに書かれる。しいていえば「麻呂」がフオーマル、「万呂」が日常用で、両者は混用される。また、「万呂」や「末呂」の場合、決まりきった二文字目の「呂」は、45(二期展示)のようにきわめて簡略に書いたり、43のように記号に書いたりすることが多い。中には全く書かないこともある。

44 「戸主」「戸口」を合わせ字風に書いた志摩国の荷札

(SD四七五〇出土。城21—30上)

(表) 志摩国嶋郡松越里戸主嶋直津得戸口
(裏) 「酢酢」

文師調海松六斤
和銅七年四月十日

長さ一〇七mm・幅三〇mm・厚さ二mm 〇三三型式

志摩国嶋郡松越里(今の三重県南伊勢町)からの「海松」(海藻の一種)の荷札。荷札には、納める人の本貫地が書かれる。本貫地とは、戸籍に登録された住所のこと。古代の人々は、全員戸籍に登録された上で、本貫地に居住することが原則であった。戸主とは、古代戸籍での家族単位である「戸」の筆頭者で、戸口は「戸」の構成員を指す。

この二つの用語の書き方を見ると、本来は、「戸」と「主」、「戸」と「口」とそれぞれ二文字ずつであるが、頻繁に用いられるため、上下密着して、「戸」字の左払いのところに、「主」「口」が入り込んで、一文字のように見える。このように書かれるものが多くある。

49 「まいる」の意味で「参」を用いた召喚状木簡1*

(SK八二〇出土。宮1—55)

(表) 〔召部カ〕

召 錦部岡万呂

〔承知此状急々寮庭参向
忽々莫

(裏) 頭 助 大属 少属 潤九月十四日付廣足

長さ二三九mm・幅三四mm・厚さ五mm 〇八一型式

50 「みつつ」の意味で「参」を用いた参河国の荷札1*

(SK八二〇出土。宮1—370)

参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤

長さ二八四mm・幅一七mm・厚さ二mm 〇一一型式

49は、某寮が錦部岡万呂に出頭を命じる呼び出し状の木簡。具体的な役所名を省略していることからみて、錦部岡万呂は彼を呼び出している某寮所属の役人であろう。「承知此状」のよう

な中国語の語順と、「寮庭参向」のような日本語の語順が混在している。

平城宮跡内裏北外郭官衙の土坑SK八二〇で見つかった木簡の一点で、錦部岡万呂が呼び出し元の某寮にこの木簡を持参して捨てたとすれば、SK八二〇の位置する役所の性格を考える材料にもなる木簡の一つ。

一緒に見つかった木簡の年紀からみて、天平一八(七四六)年閏九月の木簡であることがわかる。

右端に一部残る墨痕は、木簡が用済みになったあと、木簡に書かれていた文字を見て習書した痕跡らしい。

50は、三河湾の湾口に位置する参河国播磨郡篠嶋から、天皇の食料である糞として届けられたサメの干物(楚割)六斤(今の約四キログラム)に付けられた荷札木簡。隣接する析嶋と月交替の上、「海部供奉」という独特の書式で海産物を貢進したことが木簡から知られており、篠嶋は奇数月の担当。

年紀を書かないのを原則とする書式をとるが、49と同じSK八二〇出土の木簡であることから、天平一八(七四六)年前後の同時期の木簡とみられる。

「参」と「叁」の使い分け

ここで注目したいのは、それぞれの木簡にみえる「参」の文字の形である。「参」(「叁」という漢字には、日本語の「みつ」と「まいる」の二つの意味がある。八世紀にも「みつ」の意味の時は簡単な「三」を使うのが普通だったが、今でも領収書などの数字にわざわざ難しい「参」を書くことがあるように、昔も特別の場合には字画の多い「参」を使うことがよくあった。

ところが、木簡や正倉院文書など、生の史料に書かれた「参」の字形をよく観察すると、下半部を「三」の字形で書くものは一つもなく、あるのは「小」と「三」の二種類、しかも、今では「みつ」と「まいる」のどちらの意味でも同じ「参」を用いるけれど、万葉びとは意識して意味によって字形を使い分けていたらしいことがわかってきた。

49の「参」は下半を「小」の字形、50の「参」は下半を「三」の字形で書いている。これは、49の「参」が「まいる」の意味であるのに対し、50は地名の参河(三河・三川とも書かれる)で、「みつ」の意味であることによる。

奈良時代の初めに少し例外があるだけで、特に七三〇年代以降、この使い分けはほぼ完璧に守られている(その背景には字画の多い数字「壹、貳、参、肆、伍、陸、柒、捌、玖、拾、佰、仟、萬」など、大字と呼ぶ)を用いる地方財政の決算報告書、正税帳の書式整備があるらしい。

こうなると、「参」と「叁」は、字形の違いというよりも、互いに意味の異なる別の文字の関係にあったとみた方がいいのかも知れない。

IV 木簡から万葉歌をのぞくと

仏造る ま朱足らずば

水溜まる 池田の朝臣が 鼻の上と掘れ

仏造 真朱不足者 水埒 池田乃阿曾我 鼻上乎穿孔

(巻一六一三八四一)

(仏像を造る朱沙が足りなかったら、池田の朝臣の赤い鼻の上を掘ったらしいよ)

鼻の赤さを、「仏像用の朱が掘り出せるぞ」とからかう。仏像製作ということを考えると、この「朱」は金メッキに用いる水銀の原料の可能性もあろう。「からかう」ような軽い会話の中でも、「仏像」「水銀」「朱」と容易に連想できるのが、万葉びとであった。仏像の造立や、そこでの原材料が、万葉びとにとってはごく身近な存在だったからこそであろう。木簡にも、仏像や朱は登場する。

55 仏像製作者に米を支給した木簡 (SD四七五〇出土。城23—11下)

(表) 仏造帳内一人米一升 廩一人米二〇

(裏) 升受仕丁 稗麻呂八月十日 書吏 万呂 〇

長さ二二・五mm・幅二・八mm・厚さ四mm 〇一型式

仏像の製作にあつた帳内と廩に米を支給した際の木簡。受け取つたのは仕丁の稗麻呂。帳内は、親王・内親王に付けられた従者(トネリ)。仕丁・廩は全国から徴発されて、都で働く人。仕丁は実際に働く人で、廩はその食事の用意などにあたるための人とされるが、実際には同じように働いていたい。この木簡では、廩が実際に働き、むしろ仕丁がその食料調達に関わっている。

この木簡は、長屋王家木簡中の一点で、この内容から長屋王邸で仏像の製作が行われていたと考えられる。長屋王家の盛んな宗教活動・仏教との関わりを示す資料といえよう。

なお、長屋王の従者は本来「資人」(一般皇族の従者)と書かれるべきだが、長屋王家木簡には資人はほとんど登場せず、帳内ばかりである。

56 朱沙の進上を命じた木簡 (SD四七五〇出土。京1—142)

(表) 〇以大命宣 黄文万呂 (者力) 朱沙 〇 国足

(裏) 〇朱沙矣 価計而進出 別采色 入宮今

長さ二〇・八mm・幅二・三mm・厚さ二mm 〇一型式

朱沙の進上を命じた木簡。主人の命を「大命」と称している。朱沙は、黄文氏の職掌からして、顔料であろう。黄文氏は古来画を職掌とした氏族で、画師ないし画部である。「矣」は助詞の「を」を、一字一音で表したものの、「朱沙を価(あた)い計りて進み出せ」

と読む。

古来から、ある職掌を担当してきた氏族は、その職掌に関連する物資を一族で一定量保有していたらしい。おそらく黄文氏も、氏族の職掌柄朱沙を一族として保有していたのであろう。長屋王から「大命」として命令を受けていることから考えて、黄文万呂等は長屋王に仕える人物だったと考えられる。黄文万呂自身が朱沙を所有していたのかは不明だが、黄文氏一族所有の朱沙を買い上げようとしたのであろう。

長屋王邸では仏像や傭の製作など、仏教関連の生産活動が広く行われていた。こうした材料として、朱沙は必要不可欠なものであった。だが、十分な量が市などで入手できず、その調達のために黄文氏の伝手の利用を模索したものと考えられる。

督酢に 蒜搗き合てて 鯛頭ふ

我にな見えぞ 水葱の羹

督酢 蒜搗 蒜搗は令而 鯛頭 吾尔勿所見 水葱乃煮物

(巻一六—三八二九)

(「督酢」についた蒜を添えたタレで 鯛が食べたい。水葱の羹は、消えて欲しい。)

あこがれの「鯛」と現実の「水葱の羹」。木簡にもこれらの食材は登場する。ただし、蒜や水葱は比較的少なく、鯛も加工品が多い。

57 中酢と記した木簡 (SD三〇三五出土。宮2—2323)

中酢

長さ一〇・七mm・幅三・四mm・厚さ三mm 〇二型式

造酒司出土木簡。造酒司は、酒のみではなく酢の醸造も行つた。「酢」は『和名抄』によると「ス」又は「カラサケ」と読む。

58 備前国からの醫の荷札

(S D二七〇〇出土。宮2—2208)

正倉院文書には米一石から酢九斗を得たことがみえ（大日本古文書六一九三）、また「延喜式」には「酢一石料 米六斗九升 麴四斗一升」¹⁰と造酢法を記載している。中酢は、中等の酢という意味であらう。小型の短筒形の木桶で、カメなどに付けたのではなさそうである。

〔奴力〕

(表)備前国邑久郡尾□鄉紫□□□替
(裏)五斗 五年二月十九日□足

(裏)五斗 五年二月十九日□足

長さ(一九一)mm・幅二四mm・厚さ六mm ○三三型式

備前国邑久郡尾奴郷（現在の岡山県瀬戸内市付近）からの語の荷枝。出土層位からみて、年紀は天平勝宝五（七五三）年または天平宝字五（七六二）年のいづれかであろう。尾奴郷は『和名抄』にみえる尾沼郷と考えられる。類似した木簡が三点見つかり、すべて同筆と考えられる。

醬は醬油に似た調味料で、塩分が醬油より濃いのらしい。醬は平城京でも生産されており、その原料を記した木簡も見つかっている（城22—15下）。そこでは、大豆六石四斗に対し、同量の六石四斗の塩、一割の六斗四升の麴、一斗二升の酒が原料として上がっており、『延喜式』での醬の製法と比べて、塩がかなり多いなど、原料比率に大きな違いが見える。なお、備前国から年の料の醬を貢することは『延喜式』にはみえない。

59 若狭国からの銅鑄の荷札

(SK 八二〇出土。宮1—399)

(表) 若狹國遠數郡 青里御贄
多比炸壺

（裏）秦人大山

長さ二三〇mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三二型式

木蘭をよむ

木簡にのこされたコトバ

木簡には当時のコトバがそのままつまっている。一見すると文字が並んでいるばかりに見えるが、その当時に伝えたかった内容以外にもいろいろな情報がつまっている。

例えば表(書き方)について。37の「遠敷郡小丹生郡」は、郡名として「オニウカ」とよんでいる。他の木簡をみると、「遠敷郡遠敷郡」と書いているものが多い。平城宮の時代より古くは、「小丹生(評)郡」と書いていたのが、地名を好字二字にするというきまりによって「遠敷」に統一されたことによっている。しかし、この木簡が特に古いというわけではなくて、古い表記が顔を出しているということだろう。

コトバは時間とともに常に自然に、あるいは人為的に変化するが、木簡にのこされた一文字一文字をもっとよく観察すれば、変化するもの、しないもの、さまざまな動きが読み取れるかもしれない。

若狭国遠敷郡青郷（現在の福井県高浜町付近）からの鯛のナレ
鮎の荷札。青郷は、若狭国の中でも、とりわけ天皇の食膳に直結
した地域で、多くの鮎を貢納している。

「多比」は「タビ」で、鯛のこと。志摩国からの鮎荷札などに
多くみられる表記方法で、御食国からの日常的な世界と関係が深
く、「鯛」の日常的表記方法ということができるところ。

なお、青郷からの鮎の荷札では、国名から書き出で切り込み
があるものは単位が「堀」（土器を数える単位）で、郷名から
書き出して小型の短冊形のものには単位が容積である。こうした木
簡の様相の違いは、荷物に木簡をどのように取り付けたのか、と
いう利用方法と関連するものと考えられる。

があるものは單位が「堀」（土器を数える單位か）で、郷名かた書き出して切り込み
なお、青郷からの贊の荷札では、国名から書き出して切り込み
書き出しても小型の短冊形のものも單位が容積である。こうした木
而の様相の違いは、荷物を木簡をどのように取り付けたのか、と
いう利用方法と関連するものと考えられる。

「木簡が見つかった遺構」(年は展示木簡の出土年で、その遺構の全ての調査年を示すものではない)

SD四一〇〇 (展示番号 1, 16, 43) 一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝、幅最大六m、最深一m。東面大垣内側の南北溝SD三三〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に関する削屑が大半で、養老・神龜年間(七七一・七二九)から宝龜元(七七〇)年のものまでを含むが、養老・神龜年間ものは南面大垣を横断する南北溝SD二一六四〇と二連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇・七七八)頃に北側に移動してきたとみられる神祇官閑連木簡も、僅かに含まれる。

SD五一〇〇 (展示番号 4, 22) 一九八八年・八九年

平城宮左京三条二坊八坪(光明皇后宮、旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路の南北両端に掘られた露穴の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地堀に沿って二条大路南端に掘られた遺構、幅二・六m、深さ〇・九m、総延長約二一〇m。

SD四七五〇 (展示番号 7, 23, 31, 44, 55, 56) 一九六五年

平城宮左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地堀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑、幅三m、深さ一m、総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料と他に類類のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた宝龜二(七二一)年後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。

SD三一五四 (展示番号 8) 一九六五年

東院西辺北部を北東から南西に斜行して流れる素掘りの溝、幅二・四m、深さは約〇・四m。西端で素掘りの南北溝SD三二五に接続し南流する。

SD四九五一 (展示番号 9) 一九六七年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD二二五〇を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。9は、小子門の脇を通過して宮外へ流れ出た、平城宮東面の東一坊大路西側溝が二条大路を横切る部分から出土した。

SK八二〇 (展示番号 17, 37, 49, 50, 59) 重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴、一辺約四m、深さ約二・三m。天平一七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再建に関わるゴミを投棄した土坑で、天平一九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている。

SK二一九 (展示番号 28) 重要文化財 一九六一年

平城宮中央の第一次大極殿跡の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三・五m、南北三・五m、深さ約一mの北半と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。この遺構出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE三一出土の木簡とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された。

SD三〇三五 (展示番号 32, 57) 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約〇・七m、深さ約〇・二m。南端は造酒司南限の築地堀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。敷地内では奈良時代を通じて淀み状に広がり、ゴミも投棄されて湿地状を呈していたとみられる。

SA三〇九九 (展示番号 38) 一九六五年

東院地区の西辺付近の南北掘立柱堀。東院の西限区画との関連性も想定される。堀形埋土から木簡が出土した。

SD二七〇〇 (展示番号 58) 一九六五年

平城宮の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める基路排水路。内裏東辺では右の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集殿東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD三三〇に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。

(奈良文化財研究所史料研究室)

